



年次報告書 2020

ODA 評価

外務省

Ministry of Foreign Affairs of Japan

CONTENTS

03 ODA評価とは？

05 2019年度 外務省ODA評価概要の紹介

- 05 開発の視点からの評価結果
 - 06 外交の視点からの評価結果
 - 07 提言の傾向とその対応策
-

09 コラム ODA評価の新たな基準

10 2019年度 外務省ODA評価結果

- 11 開発の視点からの評価
 - 12 フィリピン国別評価<概要>
 - 13 日本NGO連携無償資金協力の評価<概要>
 - 14 女性のエンパワーメント推進にかかるODAの評価<概要>
 - 15 SATREPS(地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム)の評価<概要>
 - 16 2013年度ペルーに対する次世代自動車ノンプロジェクト無償資金協力の評価<概要>
-

17 コラム 女性の活躍推進と開発 ～ODAプロジェクトの現場から～

19 その他のODAに関する評価の概要

- 19 政策評価法に基づく評価
 - 19 国際協力機構(JICA)による評価
 - 20 被援助国政府・機関等による評価
-

21 2018年度 外務省ODA評価結果フォローアップ

- 22 アンゴラ国別評価
 - 23 インドネシア国別評価
 - 24 コスタリカ・ニカラグア国別評価
 - 26 2013年度トーゴに対するノンプロジェクト無償資金協力
-

27 編集後記

28 関連ウェブサイト



ODA評価とは？

日本は、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に貢献することを目的に、政府の資金によるODA（政府開発援助）を手段として、開発途上の国々に対する開発協力を推進しています。

ODAの実施状況とその効果を確認・評価する作業がODA評価です。

ODA評価の目的は2つあります。実施状況やその効果を検証し、ODAを効果的かつ効率的なものへと改善していくこと。そして、評価結果を公表することで、国民への説明責任を果たすとともにODAの透明性を高め、国民の理解を促進し、その支持を高めることです。

実施体制

日本のODAは、外務省が政策を企画・立案し、主に独立行政法人国際協力機構（JICA）が個々の事業の実施を担っています。ODAの評価についても、外務省とJICAが相互に連携しながら役割を分担して実施しています。

日本のODA評価は、2002年に施行された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（政策評価法）に先立つ1975年以来着実に実施されており、経済協力開発機構開発援助委員会（OECD/DAC）をはじめとする国際的なODA関連機関とも連携して評価の枠組みを発展させてきました。

現在、外務省では、主にODAの政策全体を視点とした評価を外部の有識者などに委託する形（第三者評価）で実施しています。一方、JICAは自らが実施を担う個々の事業を対象とした評価を中心に実施しています。

外務省は、開発途上国の評価能力向上を目的とした支援も実施しています。

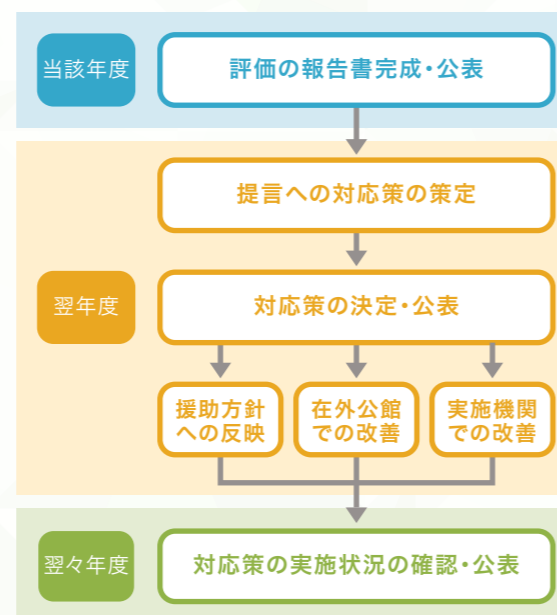
この年次報告は、政策評価法に基づく評価とは別に外務省が実施するODA評価を扱っています。

ODA評価結果の活用

ODA評価により得られた評価結果及び提言は、ODA政策の企画・立案を担当する外務省や、個々のODA事業の実施を担当するJICAなどの関係者に真摯に受け止められ、将来のODA政策の企画・立案及び事業の実施に活用されることが肝要です。

このため、評価終了時には、評価者が外務省関係者に対し直接評価結果及び提言を報告します。評価実施翌年度には、外務省（在外公館を含む）及びJICAが連携し、提言に対し具体的にどのように対応する方針が「対応策」を策定しています。また、この対応策が1年後どのように実現したかを確認する機会も設け、いずれの内容もこの年次報告の中で公表しています。

これらを通じ、外務省は、ODA評価の目的である「ODAの管理改善」と「国民への説明責任」を果たしています。



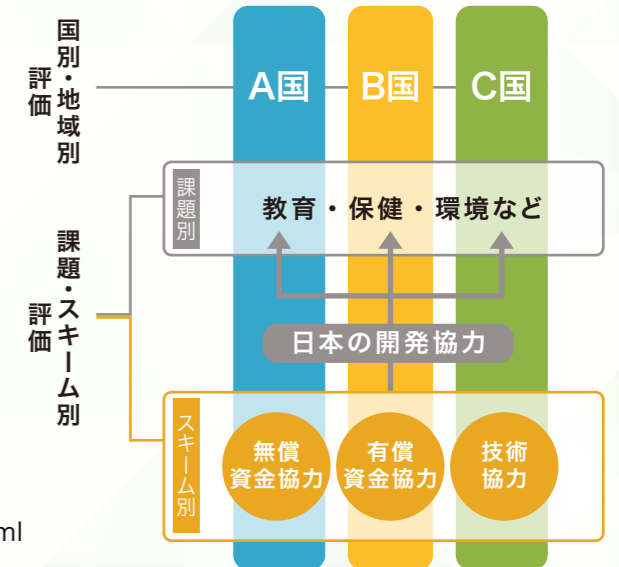
評価対象

外務省の実施するODA評価は、評価の対象によって、フィリピンなど特定国・地域に対するODA政策を評価する「国別・地域別評価」、教育、保健、環境など特定の課題に関するODA政策の評価や技術協力、無償資金協力など日本の援助形態（スキーム）を評価する「課題・スキーム別評価」などに分類されます。

また、2017年度からは、外務省が実施する無償資金協力のうち供与限度額が10億円以上の個別事業を対象とした事後評価も、第三者評価の形で実施しています。なお、供与限度額2億円以上10億円未満の個別事業については、内部評価を実施し、結果を公表しています。

<ODA個別評価報告（内部評価）>

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/oda/page24_000056.html



評価の視点／評価基準／検証項目

外務省ODA評価（第三者評価）は、支援を受ける国の開発にどの程度役立っているか（開発の視点）に加え、評価対象となるODA政策が日本の国益にとってどのような影響があるか（外交の視点）という2つの視点から評価を行っており、評価基準は以下のとおりです。

① 開発の視点からの評価

国際的に認知されている経済協力開発機構開発援助委員会（OECD/DAC）の定める6つの評価基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）を基礎として、日本のODA政策全体を評価するのに相応しい以下の評価基準に発展させてきています。また、それぞれの評価基準ごとに具体的な検証項目を設定しています。

■ 政策の妥当性

日本の上位政策（開発政策、人道政策、教育政策など関連する政策の一貫性を含む）、支援を受ける国のニーズ、国際的な優先課題と合致していたか、他国と比較して、日本が比較優位を持つ内容であったか、など。

■ 結果の有効性

当初の目標・目的がどの程度計画どおりに達成され、具体的にどのような効果があったか、など。

■ プロセスの適切性

ODA政策を企画・立案・実施するプロセスや実施体制は適切であったか、他の支援主体との効果的な連携は行われていたか、など。

② 外交の視点からの評価

■ 外交的な重要性

国際的な優先課題の解決、二国間関係の強化、日本の安全・繁栄などにとってどのような点で重要であったか。

■ 外交的な波及効果

国際社会における日本のプレゼンス向上、二国間関係の強化、日本の安全・繁栄などにどのように貢献したか。



■ ネパール 人工呼吸器技術指導 写真提供：JICA

》》 2019年度 《《

外務省ODA評価 概要の紹介

外務省が2019年度に外部の評価者に委託して実施した第三者評価全体を、
開発の視点及び外交の視点からとりまとめました。

開発の 視点からの 評価結果

開発協力政策と日本のODAの上位政策、国際的な優先課題、被援助国のニーズとの整合性を検証する**政策の妥当性**については、おおむね非常に高いとの評価結果となりました。また、開発の効果がどこまで現れているかを検証する**結果の有効性**においても、被援助国がかかえる開発課題に対し日本の支援が貢献していることが確認され、おおむね高い評価となりました。一方、必ずしも想定されていた効果が確認されない、開発への貢献が限定的であると指摘された評価案件もありました。

開発協力政策の妥当性や有効性が確保されるようなプロセス(手続き)が取られていたかを検証する**プロセスの適切性**については、おおむね高い評価結果となりました。一方、情報共有プロセス、業務の効率化、広報や情報公開においては、改善の余地があると指摘された評価案件もありました。

外交の 視点からの 評価結果

開発協力大綱(2015年)で「開発政策は外交を機動的に展開する上で最も重要な手段の一つ」と位置づけられて以降、すべての外務省ODA評価案件において、日本の国益への影響を測る「外交の視点からの評価」を実施しています。

これは、国民への説明責任を一層果たすために、

- 1 評価対象のODAが日本の国益にとってなぜ重要と言えるのか(**外交的な重要性**)、
- 2 評価対象のODAが日本の国益の実現にどのように貢献したのか(**外交的な波及効果**)

の2点を明らかにするために実施するものです。

2019年度についても、評価計画を策定する際に、評価の対象となるODAの外交的な重要性や国益への貢献度について、外務省の政策担当者から評価者に対して情報を提供し説明する機会を設けました。さらに、評価者が客観的な資料に基づいて検証し確認することができる環境を整えました。質の高いODA評価を実施するために、これらを継続的に実施していきます。

外交的な波及効果が確認された例としては、ODA事業による日本ブランドへの信頼感やメディアによる報道などによる日本の支援についての認識が一層良好な二国間関係の構築に繋がった例(フィリピン)、ODAを通じた研修事業を通じ日本・アフリカ間の女性事業家の交流が促進され、アフリカの女性企業家への支援のみならず、日本の女性企業家の育成にも繋がった例(女性のエンパワーメント推進)などが挙げられました。

「外交の視点からの評価」は、国際社会においても評価手法がまだ確立されていないため試行錯誤が続いていますが、ODAが国益にどのように貢献しているかについての関心は世界的にも高まっています。2019年12月に経済協力開発機構開発援助委員会(OECD/DAC)で採択された**新評価基準**においては、これまでの基準に加えてその国の他の政策との一貫性を見る「整合性(Coherence)」が新たに追加されました。この基準は日本の「外交の視点からの評価」の方向性と一致するものといえます。今後ともODAに対する国民の理解が得られるよう、評価の一層の充実を図っていきます。

提言の傾向と その対応策

2019年度に実施した5件のODA評価の結果、それぞれの評価案件の個別事情を踏まえた提言がなされました。国別評価と課題・スキーム別評価では評価の視点が異なるため、それぞれの提言を一概に比較することはできませんが、一定の共通点を見出すことはできます。その共通点として次の2分野を抽出し、主な対応策を紹介します。

1 支援の内容などに関する情報公開の促進

支援を行う場合、その目的や背景を含む具体的な支援内容に関する詳細情報を公開し、国民への説明責任を果たし、国民の理解を促進することが重要であるとの提言がなされました。

具体的には、「フィリピン国別評価」では、経済社会開発計画(無償資金協力)や草の根・人間の安全保障無償資金協力に関する具体的な支援内容の情報がより詳細に広く公開されることが望ましいとの提言がなされました。

また、「2013年度ペルーに対する次世代自動車ノンプロジェクト無償資金協力の評価」では、ノンプロジェクト無償資金協力(経済社会開発計画)事業を実施するにあたって、国民への説明責任を果たすために、具体的内容、目的、成果指標などを公表することが重要であるとの提言がなされました。外務省では、各事業の報道発表において、その事業の目的など十分に記載し、また、主に在外公館のホームページで引き渡し式の様子を掲載するなどの広報を行っています。引き続き、わかりやすい情報提供を通じて国民の理解が得られるよう努めていきます。

2 成果指標の設定

政策実施の効果を測るため、政策の目標達成度合

いを測る指標をあらかじめ設定することが望ましいとの提言がなされました。

「女性のエンパワーメント推進にかかるODAの評価」では、政策目標を確実に達成するために、成果重視型マネジメントを導入すべきであるとの提言がなされました。成果重視型マネジメントとは、具体的な指標と期限を含めた行動計画を策定し、定期的に進捗状況を管理し、目標の達成度合いを測るというものです。また、開発のあらゆる段階において、ジェンダー主流化をさらに推進するための取組みを規定し、行動計画に含めることは有効であるとの提言もなされました。外務省は、成果重視型マネジメントの導入を検討するとともに、今後とも政策目標の達成に向けた取組みの強化とフォローアップを行なっていきます。また、事業実施段階に加え、企画・立案・モニタリング・評価のあらゆる段階でのジェンダー主流化を推進するために、女性活躍推進に寄与した優良事例の収集や分析、政策レベルの調査研究を推進していきます。

「2013年度ペルーに対する次世代自動車ノンプロジェクト無償資金協力の評価」では、無償資金協力全体の仕組みが分かりにくいとの指摘があり、その目的、成果指標などについて、より明確な説明と位置づけを行い、公表することが提言されました。外務省は、事業の目的などについて十分に記載し、国民の理解が得られるよう努めていきます。

提言への対応策例

フィリピンでは、今後同国の中進国入りに伴い、日本の技術を活用することを条件とする円借款の終了が見込まれています。しかし、フィリピン側からは日本の技術を活用した支援の要望が強く、今後もそのニーズにこたえるような支援の工夫が望まれています。「フィリピン国別評価」では、インフラ整備における日本の技術を活用した支援や他のドナーとの協調融資や海外投融資を活用した民間セクターとの連携事業が今後より重視されるとよとの提言がなされました。外務省は、中進国に対する開発協力の国際的ルールに沿いながら、フィリピン側の個々のニーズにこたえる協力の在り方を両国間で緊密に協議していきます。その際には、民間や他のドナーとの連携強化も検討していきます。

「日本NGO連携無償資金協力の評価」では、NGOの自主性を尊重し、NGOの固有の価値を活かしながら日本NGO連携無償資金協力が運用されていることについて評価されました。他方、支援対象事業が網羅的になっているため、日本NGO連携無償資金協力全体の方向性や重点項目を示す戦略文書の作成を検討すべきであるとの提言がなされました。外務省としては、日本NGO連携無償資金協力全体の方向性や戦略をより明確にするよう努めます。また、その過程において各NGOの組織基盤を考慮する仕組みを検討していきます。

「女性のエンパワーメント推進にかかるODAの評価」では、被援助国及び国際社会に対し、ジェンダー分野における日本の貢献を十分に示せるよう、ジェンダー分野における代表となるような案件を形成し、それを日本のODAの前面に押し出すべきであるとの提言がなされました。また、アピールできる実績を作ること、他ドナーとのさらなる連携に役立てることができ、協力関係の強化、さらに日本のジェンダー支援

の強化につながることを期待できるとの提言がなされました。日本政府はこれまで、インドにおけるメトロ事業での女性専用車両やパキスタンにおける女性専用バスの整備など、日本が得意とする公共インフラ事業を通じた女性支援を行ってきました。これらの支援は、女性の社会進出につながるという高い評価を受けています。外務省としては、他国における同様の事業の実施可能性について検討するとともに、国内外における優良事例の周知や広報に努めていきます。

「SATREPS(地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム)の評価」では、案件採択において、共同研究を実施する相手国の運営機関に対し、不採択になった理由が十分に説明されていないとして、今後どのような改善をすれば採択の可能性があるかなど、相手国側に未来志向的な情報提供を行うことにより、相手国のオーナーシップを醸成することが重要であるとの提言がなされました。外務省としては、案件の検討結果を相手国に通報するにあたり、今後は不採択理由を説明できるよう調整していきます。

「2013年度ペルーに対する次世代自動車ノンプロジェクト無償資金協力の評価」では、今後同様の協力を実施するにあたって、現地の業界団体に対する情報発信や日系社会を通じた宣伝効果の活用などの対応を検討すべきであるとの提言がなされました。外務省は、今後、類似の事業を実施する際には、相手国の一般国民に対する日本製品の普及促進をどこまで求めるかを検討の上、広報を行なっていきます。

ODA評価の新たな基準

ODAの効果がどれほどあったのか、それをどのような基準で評価するか、皆さんはご存じでしょうか。

2019年12月、経済協力開発機構(OECD)の開発援助委員会(DAC)において、ODA評価の新しい国際基準が採択されました。この新評価基準の採択に向けては、DACの下部組織である開発評価ネットワーク(EvalNet)で、およそ2年間にわたる協議が行われました。議長国・ノルウェーのリーダーシップのもと、ベルギーや世界銀行などのメンバー国や国際機関が参加し、日本も副議長国として重要な役割を担いました。

新評価基準は、1991年以降ODA評価の国際基準となっていたDAC評価5項目を、国際社会の優先課題である「持続可能な開発目標(SDGs)」の理念をより明確に反映させるために約30年ぶりに改訂するものです。「妥当性」「有効性」「効率性」「インパクト」「持続性」に加え、「整合性(Coherence)」を新しい基準として追加しました。「整合性」は、「内部的整合性(Internal Coherence)」と「外部的整合性(External Coherence)」から構成されます。「内部的整合性」は、援助主体(ドナー)の内部の一貫性に着目し、そのドナーによる支援が相互にリンクして相乗効果を生んでいるか、また、開発政策以外の政策(人道支援政策や教育政策など)と整合するかを考察します。「外部的整合性」は、ある支援が他ドナーによる支援と相互補完的か、重複を避けるべく調整が行われているかなどを確認します。

これまでの評価5項目の内容も修正され、「ジェンダー平等をはじめとする公平性が確保されているか」、「環境に優しい持続可能なプロジェクトになっているか」など、SDGsの目標が評価の視点としてより一層明確に組み込まれることになりました。また、特筆すべき点として、開発援助のみならず人道・平和構築支援、民間による取り組みを含むより広範な支援活動を評価の対象とすることが挙げられます。

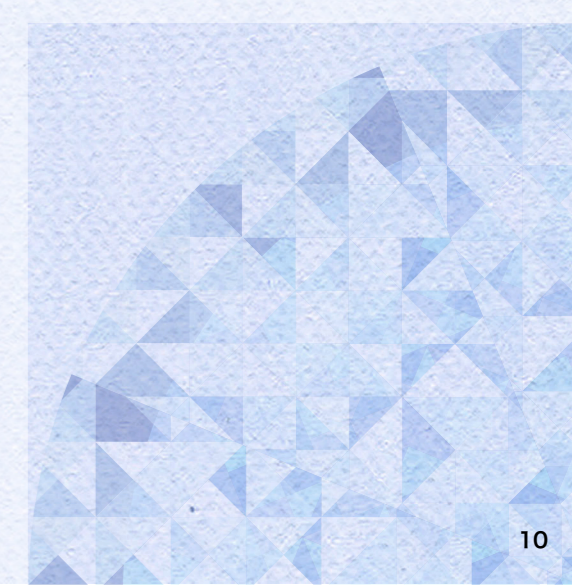
このDACの新評価基準を受けて、2020年6月、外務省は「ODA評価ガイドライン」を改訂しました。今般の改訂では、新たな基準である「整合性」の視点を反映させるべく、「政策の妥当性」の中で開発政策に限らず、広く人道支援政策などの関連施策との政策の一貫性を確認することや、「結果の有効性」の中でジェンダーや民族など様々な裨益グループへの影響にも配慮すべきことを明記しました。また、援助の効果を分析する際には、環境面での持続可能性も考慮することを求めています。

このように、ODA評価のための国際基準は、国際社会の優先課題を反映して刷新されました。持続的な開発を実現するために重要な課題をより一層意識しつつ、日本のODAはどのような開発効果を生んでいるか、誰一人取り残さない社会を目指す上でふさわしい内容となっているか、こうした視点を大切にしながら、外務省はODA評価に取り組んでいきます。



》》 2019年度 《《

外務省ODA評価結果



(注) 下記は、評価チーム作成の評価報告書に基づき、外務省ODA評価室が作成したものです。全文はこちらからご覧いただけます。
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100052427.pdf

開発の視点からの評価

外務省では、評価結果をわかりやすく伝えるために、開発の視点から評価についてレーティングをおこなっています。

2017年度評価案件からは、レーティングの表記を一部見直し、A～Dの段階評定も記載しています。

レーティングは評価結果がわかりやすく伝わる一方で、評価対象の個別事情や背景などが考慮されずに結果だけが一人歩きする恐れもあります。評価結果概要も併せてご確認ください。

評価分類	評価案件	開発の視点からの評価レーティング*		
		政策・案件(プロジェクト)の妥当性	結果の有効性	プロセスの適切性

政策レベル

国別評価	フィリピン国別評価	極めて高い A	極めて高い A	高い B
課題・スキーム別評価	日本NGO連携無償資金協力の評価	極めて高い A	高い B	高い B
	女性のエンパワーメント推進にかかるODAの評価	極めて高い A	極めて高い A	高い B
	SATREPS(地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム)の評価	極めて高い A	極めて高い A	高い B

プロジェクトレベル

無償資金協力個別案件の評価	2013年度ペルーに対する次世代自動車ノンプロジェクト無償資金協力の評価	高い B	高い B	極めて高い A
---------------	--------------------------------------	-------------	-------------	----------------

* レーティング基準

極めて高い A	すべての検証項目で極めて高い評価結果であった。
高い B	ほぼすべての検証項目で高い評価結果であった。
一部課題がある C	複数の検証項目で高い評価結果であった一方、一部改善すべき課題が確認された。
低い D	複数の検証項目において低い評価結果であった。

評価の実施体制		
評価者 (評価チーム)	評価主任	稲田 十一 専修大学経済学部教授
	アドバイザー	石井 正子 立教大学異文化コミュニケーション学部教授
	コンサルタント	NTCインターナショナル株式会社
評価対象期間	2014年度～2018年度	
評価実施期間	2019年7月～2020年2月	
現地調査国	フィリピン	



日本企業が円借款で建設中の橋梁

評価の背景・対象・目的

地政学上重要な国であるに加え、日本と基本的な価値観や戦略的利益を共有しており、日本にとって重要な経済活動の拠点となっているフィリピンの持続的発展は、東アジア地域の安定と発展に資するという観点からも重要である。本評価は、過去5年間(2014～2018年度)の日本の対フィリピン開発協力政策を評価し、今後の開発協力政策の立案や実施のための提言や教訓を得ること、また国民への説明責任を果たすことを主な目的とする。

評価結果のまとめ

開発の視点からの評価

(1) 政策の妥当性

日本の対フィリピン開発協力政策は、ODA大綱及び開発協力大綱などの日本のODA上位政策、フィリピンの開発計画やニーズ、国際的な優先課題と整合性を有している。また日本は、幅広い分野での支援を展開している中、運輸・交通分野、防災分野、ミンダナオ支援において、特に比較優位性を発揮している取組みも確認された。(評価結果：極めて高い **A**)

(2) 結果の有効性

日本はフィリピンにとって第1位のODA供与国であり、支援金額の観点から大きな貢献を果たしている。また、対フィリピン国別開発協力方針の各開発課題に対して着実に支援をしており、フィリピンの持続的経済成長のための基盤の強化、包摂的な成長のための人間の安全保障の確保、ミンダナオの平和を下支えする開発に貢献している。(評価結果：極めて高い **A**)

(3) プロセスの適切性

日本の対フィリピン開発協力政策は、おおむね適切なプロセスを経て策定され、実施においても、基本的な実施体制の整備・運営、ニーズ把握、対フィリピン支援重点分野に基づく個別案件の実施、実施状況のモニタリング、効果検証のための評価、広報、他開発アクターとの協調・連携、社会性・民族性への配慮につきおおむね適切なプロセスが確認された。一方、災害からの復旧・復興支援については課題が確認されたほか、分かりやすい広報としては改善が望まれる点があった。(評価結果：高い **B**)

(注) レーティング: 極めて高い **A** / 高い **B** / 一部課題がある **C** / 低い **D**

外交の視点からの評価

(1) 外交的な重要性

基本的な価値観や戦略的利益を共有し、緊密な経済関係を有する日比両国の二国間関係は非常に良好かつ強固であり、「地域及びそれを越えた平和、安全及び成長についての共通の理念と目標の促進のために強化された戦略的パートナーシップに関する日本-フィリピン共同宣言」及び「戦

略的パートナーシップ強化のための行動計画」が発出されているほか、両国のハイレベルが協議する日比経済協力インフラ合同委員会合が年3回程度開催されている。

また、日本政府は、ミンダナオの平和及び安定がアジア地域全体の平和及び繁栄に寄与するとの方針を有しており、ODAによるフィリピンへの支援は日本の外交政策上高い意義を有する。

(2) 外交的な波及効果

日本の対フィリピンODAは、人間の安全保障の実現とともに、東アジア地域の安全・安定に資する海上安全やミンダナオの平和に貢献しているほか、経済インフラの整備を通して日系企業の経済活動の安定にも資するものである。また、インフラ整備の分野での日本ブランドへの信頼感是一般国民にも浸透しているほか、メディアによる報道や表彰などにより、日本の支援についての認識が根付いており、対フィリピンODAを通じてフィリピン側に日本が評価されることで、さらに良好な二国間関係が構築されるという外交的波及効果も確認できる。

評価結果に基づく提言

(1) インフラ整備における日本の技術を活用した支援や民間セクターと連携した支援の重視

今後フィリピンの中進国入りに伴い、本邦技術活用条件(STEP)適用の円借款の終了が見込まれるが、フィリピン側からは日本の技術を活用した支援の要望が強く、今後もそのニーズに応えるような支援の工夫が望まれる。また、他ドナーとの協調融資や海外投融資を活用した民間セクターとの連携事業は、今後より重視されてよい選択肢である。

(2) 包摂的な成長に向けた地方開発の支援の強化

地域間格差が拡大傾向にあるため、地方でのインフラ案件の形成・実施をより一層促進する必要がある。また、より包摂的な成長に向け、地域間格差是正や貧困削減のための地方での保健・農業・教育分野などの支援もより重視されるべきである。

(3) ミンダナオにおける平和の配当を実感できる支援の強化

これまでに築いたフィリピン側関係者との信頼関係を基に、安全面を考慮しつつ、現地の団体・人材を活用しながら、2019年2月に設立されたパンサモロ暫定自治政府(BTA)に対し、モロ・イスラム解放戦線(MILF)やモロ民族解放戦線(MNLF)、地方自治体、キリスト教徒、先住民などを含む関係者が平和の配当を実感できるような支援を強化すべきである。

(4) 住民移転やコミュニティ開発に関する社会的インパクトへのより一層の配慮

インフラ整備に伴う住民移転や復興支援における生計向上支援、平和構築におけるコミュニティ開発など、社会的インパクトが伴う案件については、現地の研究者や調査機関を含む社会学・社会調査の専門家、地域研究者などを活用するなど、かかるインパクトの事前分析をより丁寧に行うべきである。

(5) 海上保安分野支援の今後の位置付けの明確化

フィリピン沿岸警備隊(PCG)への技術支援は、段階的にステップアップしつつ、17年間にわたり行われ、PCGの海上保安能力の強化に貢献している。今後も継続する場合、次の段階で必要な支援につき十分に検討した上で行うべきである。海上法執行に関する人材育成、米国防衛省との連携強化、円借款で支援された巡視艇の運用・維持管理能力のさらなる強化などが選択肢となりえる。

(6) 経済社会開発計画及び草の根・人間の安全保障無償に関する情報公開の促進

対フィリピン支援に限らず、経済社会開発計画の支援内容に関する情報公開が不十分であるため、供与品目・数量、供与先などの支援内容の情報が、外務省HPなどでより詳細に公開されるべきである。草の根・人間の安全保障無償に関しても、既に外務省HPに掲載されている贈与契約締結日、案件名や支援金額に加え、具体的支援内容の情報も広く公開されることが望ましい。

日本NGO連携無償資金協力の評価<概要>

(注)下記は、評価チーム作成の評価報告書に基づき、外務省ODA評価室が作成したものです。全文はこちらからご覧いただけます。
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100052428.pdf>

評価の実施体制

評価者 (評価チーム)	評価主任	廣野 良吉 成蹊大学名誉教授
	アドバイザー	下澤 嶽 静岡文化芸術大学教授
	コンサルタント	(株)国際開発センター
評価対象期間	原則2016年度～2018年度、統計データ分析に関しては2010年度～2018年度	
評価実施期間	2019年7月～2020年3月	
現地調査国	ラオス、ミャンマー	



○ N連による沈下橋の建設及び技術移転事業(受益者が橋を利用する様子)

評価の背景・対象・目的

開発協力大綱においてNGO/市民社会組織との連携を戦略的に強化することが明記されており、NGOとの連携は一層その重要性が増してきているところ。政府とNGOの連携を進める上で中核となる「日本NGO連携無償資金協力」(以下、N連)について「開発の視点」及び「外交の視点」から総合的検証および評価を行い、今後の改善のための提言を得ることを目的とする。

評価結果のまとめ

開発の視点からの評価

(1) 政策の妥当性

N連の内容及び目指す方向性は、開発協力大綱や国家安全保障戦略などの日本のODA上位政策、相手国のニーズ、SDGsなど国際潮流・国際的課題との整合性が高い。また、応募者であるNGOの組織戦略、ニーズとの整合性も高い。また、NGOの自主性を尊重しながら開発途上国・地域の経済社会開発事業に資金を供与しており、日本がNGOを通じて支援することの妥当性も高い。(評価結果：極めて高い A)

(2) 結果の有効性

N連に当初設定された重点課題への貢献度および目標の達成度、波及効果の観点から評価した結果、個別事業レベルでは、総じて高い有効性を発揮している。点としての効果は上がっているが、受入国政府のNGO受容政策の違いや、N連全体の件数・規模の制約もあり、途上国・地域全体の開発への貢献度合は限定的である。(評価結果：高い B)

(3) プロセスの適切性

事業実施プロセスは、「申請の手引き」に沿って適切に実施されているが、N連の資金総額・件数の増加に伴い、外務省及び在外公館の業務量も増加していることから、現行の実施体制で引き続き質の高い事業の形成・実施支援を行うには、業務のさらなる効率化・標準化を推進する必要がある。情報公開・発信については、NGOと外務省の双方が適切に実施している。(評価結果：高い B)

(注)レーティング：極めて高い A / 高い B / 一部課題がある C / 低い D

外交の視点からの評価

(1) 外交的な重要性

我が国の国益にとってN連の重要性は高い。また、国際社会や地域での優先課題・地球規模課題をはじめとする様々の面からも、N連の重要性は高い。

(2) 外交的な波及効果

N連を利用した事業は現場レベルにおける親日感情の向上に結びついており、間接的・長期的に日本に対する信頼向上に貢献している一方で、日本の経済活動や企業進出に対する貢献は極めて限られている。また、NGO自身は必ずしも明確に、外交的な重要性や波及効果を認識して活動しているわけではない。

評価結果に基づく提言

(1) 政策・戦略レベルの提言

(1)-1 N連の資金総額・件数の継続的な増加

N連は総じて高い評価を得ているが、点としての個別事業の成果のみならず、面としての効果を実現していくことが今後の課題であり、その実現に向けて資金総額・件数を増加させて継続していくべきである。

(1)-2 N連としての戦略的強化の検討

NGOの自主性を尊重し、NGO固有の価値を活かしながらN連が運用されていることは評価できる。一方で、支援対象事業が網羅的になっていることから、N連全体の方向性や重点項目を示す戦略文書の作成を検討すべきである。

(1)-3 N連スキームの2段階化

N連の資金総額・件数の増加を踏まえ、初めて利用する団体を対象とした間口の広さと柔軟性は維持しつつ、利用実績のある団体向けに、外務省の政策実施の観点も勘案しつつ事業規模などで差をつける仕組みを検討すべきである。

(2) 事業実施レベルの提言

(2)-1 マニュアル等によるN連業務の標準化

担当者による対応や回答のばらつきを減らし、業務の効率化、対応の標準化の一助とするため、外務省と在外公館との間でN連事業担当者向けのマニュアルを共有するとともに、年度ごとの採択方針のすり合わせを行うべきである。

(2)-2 手続の簡略化等によるN連業務の効率化

N連の資金総額・件数の増加に伴い、外務省側の業務量も増加していることから、複数年度案件の継続契約、変更手続きの簡略化、外部委嘱員の配置などを検討すべきである。また、過去の各種報告書のレビューを通じ、簡略化が可能な点や事業の促進・阻害要因を分析し、分析結果を事前相談や審査に活かすなどの対策も検討すべきである。

(3) NGOに向けた提言

(3)-1 日本の開発協力理念を伝える役割の自覚と、社会変革の触媒としての貢献

N連を利用して活動するNGOは、現地の地域社会において日本の開発協力理念を伝える「日本大使」の役割を担うとともに、社会変革の触媒となる「社会変革エージェント」としての役割も期待されるため、その責任を自覚した上で、現地での他国NGOとの交流など、事業実施以外の活動も視野に入れて活動することが望ましい。

(3)-2 自立発展戦略の検討

N連を利用して活動するNGOは、N連事業を通じて体制強化・人材育成をさらに図りつつ、将来的には公的資金によるN連を活用することなく、どのように自立・発展していくか、団体としての戦略を持つべきである。

(3)-3 世界のNGO全体への知的貢献につながる革新的事業への取組

面としてのN連の効果実現に向け、企業や学術機関との連携も踏まえ、事業の効果の有無を検証(実証実験)し、世界のNGO全体に知見を提供するような革新的な取組みに力を入れるべきである。

女性のエンパワーメント推進にかかるODAの評価<概要>

(注)下記は、評価チーム作成の評価報告書に基づき、外務省ODA評価室が作成したものです。全文はこちらからご覧いただけます。
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100051071.pdf>

評価の実施体制

評価者 (評価チーム)	評価主任	山形 辰史 立命館アジア太平洋大学アジア太平洋学部教授
	アドバイザー	齋藤 百合子 明治学院大学国際平和研究所研究員
	コンサルタント	株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング
評価対象期間	2013年～2018年	
評価実施期間	2019年7月～2020年3月	
現地調査国	ケニア、キルギス	



○ フェルト製品の製作所で働くキルギスの女性達

評価の背景・対象・目的

日本は、開発協力のあらゆる段階における女性の参画を促進し、男女が公正に開発の恩恵を受けられるように取り組むことを表明し、ODAを実施してきた。本評価はジェンダー平等や女性のエンパワーメント推進にかかる日本のODA政策を包括的に評価し、今後のODA政策の立案や実施のための提言や教訓を得ること、また国民への説明責任を果たすことを主な目的とする。

評価結果のまとめ

開発の視点からの評価

(1) 政策の妥当性

日本のジェンダー分野のODA政策は、ODA大綱及び開発協力大綱などのODA上位政策、国際的な援助潮流、被援助国のニーズと整合している。また、女子教育支援や女性のニーズに配慮した防災分野における支援が多く実施されており、日本の経験や強みを活かした協力方針となることが確認された。(評価結果：極めて高い A)

(2) 結果の有効性

日本のジェンダー案件の支出総額およびODA支出総額に占めるジェンダー案件の支出総額の割合ともに増加していることが確認された。また、日本が公約した2013年から2018年までの支援額および裨益人数も達成されている。さらに、政策の3つの重点分野(①女性と女児の権利の尊重・脆弱な状況の改善、②女性の能力発揮のための基盤の整備、③政治、経済、公共分野への女性の参画とリーダーシップ向上)において、被援助国の開発課題への貢献や高い成果が確認された。(評価結果：極めて高い A)

(3) プロセスの適切性

ジェンダー分野のODA政策の策定プロセス、支援実施プロセス、他ドナーとの連携は適切である。一方、政策実施状況のモニタリングは定期的に実施されているが、具体的な指標や期限を含めた行動計画が策定されていないため、政策目標の達成度は精緻に測定されていない。さらに、広報は国内外に向けて積極的に行われているものの、現地調査国のケニアとキルギスにおいては、その効果は限定的であった。(評価結果：高い B)

(注)レーティング：極めて高い A / 高い B / 一部課題がある C / 低い D

外交の視点からの評価

(1) 外交的な重要性

ジェンダー平等・女性のエンパワーメント推進は、国際社会の平和と安定、およびSDGs達成のために不可欠な要素である。国際的にも注目度が

高いジェンダー分野において、日本の支援により、被援助国の女性・女児にとって安全な地域づくり、女性の社会サービスへのアクセス改善、教育機会の拡大に貢献することは、外交的に重要である。また、女性の雇用を含む多様性の確保が企業の業績向上につながる事が証明されていることから、開発途上国の女性が活躍できる環境を整備することは、海外展開を図る日本企業にとっても有益である。

(2) 外交的な波及効果

日本政府は女性が輝く社会を政策目標に掲げ、支援約束を発表し、これを着実に実施してきた。国際社会が重視しているジェンダー課題の解決において、日本が開発途上国へ積極的に支援を実施していることと他ドナーと連携していることは、国際社会における日本の地位向上に寄与している。二国間関係構築の観点からは、被援助国の女性の雇用創出・生計向上などの成果を生み出し、被援助国の信頼獲得に繋がっている。また、日本がアフリカの女性起業家に対し実施している研修事業においては、日本・アフリカ間の女性起業家の交流が促進されており、アフリカの女性企業家への支援のみならず、日本の女性企業家の育成にもつながっている。

評価結果に基づく提言

(1) 日本のジェンダー分野を代表する案件の形成

日本が被援助国および国際社会に対し、ジェンダー分野における貢献を十分に示せるよう、日本の代表案件となるようなジェンダー案件を形成し、日本のODAの前面に押し出すべきである。また、アピールできる実績を作ることは、他ドナーとのさらなる連携に役立てることができ、協力関係の強化、ひいては日本のジェンダー支援の強化につながることを期待できる。

(2) 成果重視型マネジメントの導入

外務省は、政策目標を確実に達成させるために、成果重視型マネジメントを導入すべきである。マネジメントのサイクルにおいて、具体的な指標と期限を含めた行動計画を策定し、定期的に進捗状況を管理し、目標の達成度合いを測るべきである。また、開発のあらゆる段階においてジェンダー主流化をさらに推進するための取組みを規定し、行動計画に含めることは有効である。さらに、ジェンダー分野における支援を強化するために、投入金額や裨益人数の目標のみならず、日本のODA総予算に占めるジェンダー案件の金額の割合目標を設定すべきである。

(3) 人材・資金の拡充と体制強化

ジェンダー分野におけるODAのさらなる強化のために、追加の人員および資金の投入が必要である。また、国・地域特有のジェンダー課題、人身取引やジェンダーに基づく暴力などの専門領域に詳しい専門家の採用・育成が必要である。さらには、資源(人材・資金)を適切に活用するため、外務省およびJICA内の体制強化が求められる。

SATREPS (地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム) の評価<概要>

(注) 下記は、評価チーム作成の評価報告書に基づき、外務省ODA評価室が作成したものです。全文はこちらからご覧いただけます。
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100052430.pdf>

評価の実施体制

評価者 (評価チーム)	評価主任	佐藤 仁 東京大学東洋文化研究所教授
	アドバイザー	マエムラ ユウ オリバー 東京大学工学系研究科講師
	コンサルタント	株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバル
評価対象期間	2008年度～2018年度	
評価実施期間	2019年9月～2020年3月	
現地調査国	タイ王国(以下「タイ」)及び南アフリカ共和国(以下「南ア」)	



◀ [南アのリンボボ州マラリアコントロールセンターにて] マラリア予防の普及活動に使用する紙芝居の説明を受ける評価チーム

評価の背景・対象・目的

SATREPSとは、2008年以降、外務省及び文部科学省の所轄下で、JICA(国際協力機構)、JST(科学技術振興機構)、AMED(日本医療研究開発機構)が共同で実施している、開発途上国の研究者と共同で研究を行う3～5年の研究プログラムである。科学技術の競争的資金とODAを組み合わせることにより、開発途上国のニーズに基づき、地球規模課題の解決と将来的な社会実装(注:研究成果の社会への還元)に向けた国際共同研究を推進している。本件評価は、過去10年の実績を踏まえ、SATREPSの研究成果や社会実装という観点のみならず、ODAとしての有効性や日本外交への貢献も加味した評価を実施し、評価結果を今後のODA政策及び国際科学技術協力分野の政策に活かすことを目的とする。

評価結果のまとめ

開発の視点からの評価

(1) 政策の妥当性

SATREPSは、日本の科学技術政策及び開発協力大綱と整合している。相手国の開発ニーズや国際的な優先課題との整合性については、SATREPSは公募の段階で応募者がこれらと整合的な内容を確保する必要があるため、採択された案件は相手国の開発ニーズや国際的な優先課題との整合性が高いものが基本となる。タイ及び南アのケーススタディからも、両国におけるSATREPSの実施は開発ニーズと整合しており、両国が所属する地域共同体の方針とも整合することが確認できた。(評価結果: 極めて高い A)

(2) 結果の有効性

SATREPSの政策目標に対するインプットは、日本での「委託研究費」をはじめとし、技術協力プロジェクトの枠組みによる「在外研究員(日本側研究者)の派遣」、「外国人研究員の受入」、「機材の供与」と十分に行われている。また、投入に対するアウトプット、アウトカムの有効性に関しては、JICAとJSTの評価報告書を俯瞰すると、一部低評価の研究課題がありつつも、全体的に高い評価を得ていることが確認できた。(評価結果: 極めて高い A)

(3) プロセスの適切性

実施プロセスにおいて、日本側研究者と相手国側研究者の長年にわたる信頼関係を下地に実施されたことにより、様々な課題を乗り越えて成功した例が確認された。しかし、SATREPSの採択プロセスにおいて、申請し

た案件が不採択になった理由について日本側から相手国側援助窓口機関に詳しく説明されていないなど、相手国のオーナーシップを弱める懸念のあるプロセスが一部見られる点が明らかとなった。また、実施国ごとの受入れ体制に大きな違いがあり、実施上の課題もそれぞれ異なることから、各国の事情に個別に配慮する必要があることが明らかとなった。(評価結果: 高い B)

(注)レーティング: 極めて高い A / 高い B / 一部課題がある C / 低い D

外交の視点からの評価

(1) 外交的な重要性

SATREPSは、国家安全保障戦略という日本の外交分野の上位政策に合致するとともに、科学技術外交のうち「外交のための科学」と「科学のための外交」を推進する具体的な取組みであるという重要性を持つ。

(2) 外交的な波及効果

日本と相手国との共同研究を通じて科学技術の活用による持続可能な開発目標(SDGs)の達成に貢献し、国際社会における日本のプレゼンスを向上させるとともに、科学技術分野の交流促進や研究者間のネットワーク構築を通じた二国間関係及び地域内友好関係の強化に大きく貢献していることが確認できた。

評価結果に基づく提言

(1) 案件形成における「相手国側の研究者を起点とする回路」の設置

現在のSATREPSでは、日本側の研究代表者の研究人脈を起点として、相手国研究者の同意の下にプロジェクトが形成されている。相手国側にオーナーシップを持たせ、相手国の政策ニーズや市場動向を案件形成に反映させるためには、「相手国側の研究者を起点とする回路」の設置が必要である。相手国のニーズを反映させるために、相手国に精通する地域研究者や社会科学系研究者を「準備調査」として派遣するパイロット事業を実施することも一案である。

(2) 相手国のオーナーシップの醸成に向けた、適切な情報共有

案件採択において、相手国側運営機関に対し、特に不採択となった理由が十分に説明されていないため、相手国側がSATREPSに参画するモチベーションに悪影響を与えると同時に、相手国における制度の改善が促進されない可能性がある。どのような基準で不採択に至ったのか、今後どのような改善を施せば採択の可能性があるかなど、未来志向的な情報提供をすべきであり、相手国側への適切な情報共有により、オーナーシップを醸成することが重要である。

(3) 「社会実装」の共通認識と長期的なフォローアップメカニズムの確立

社会実装について、定義や目指すべき方向があるものの、創設後10年を経過した現在でもSATREPSプロジェクト期間内で目指すべき到達点に関する共通認識が不十分であり、具体的な推進策を打ち出しにくい。今後は、JST及びJICAのそれぞれのプロジェクト資料において具体的に目指す社会実装の相違点を関係機関間で徹底して共有するなど、社会実装に関する共通認識を関係機関で確立する必要がある。社会実装化を具体的にするための仕掛けとして、相手国側から「フォローアップ案件」をJICAに申請できるように枠組みの新設を提案する。また、SATREPS事業が終了してから数年後の効果を調査して分野・領域ごとに俯瞰的な教訓を抽出する長期的なフォローアップが必要である。

(4) 国ごとに異なるSATREPS実施上の課題の把握と整理

SATREPSの受入国側の課題は国別に異なるため、日本側は個別の課題に柔軟に対応することが重要。JICAは国ごとに異なるSATREPS実施上の課題と柔軟な対応方針をとりまとめて、JSTやAMED、現地タスクフォースと共有する必要がある。

2013年度ペルーに対する次世代自動車ノンプロジェクト無償資金協力の評価<概要>

(注) 下記は、評価チーム作成の評価報告書に基づき、外務省ODA評価室が作成したものです。全文はこちらからご覧いただけます。
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100051059.pdf>

評価の実施体制

評価者 (評価チーム)	評価主任	福田 十一 専修大学経済学部教授
	アドバイザー	所 康弘 明治大学商学部専任准教授
	コンサルタント	有限責任 あずさ監査法人
評価実施期間	2019年9月～2020年3月	
現地調査国	ペルー	



▶ ペルー外務省公用車として活用される供与車両

評価の背景・対象・目的

ノンプロジェクト無償資金協力は、貧困削減などの経済社会開発に取り組んでいる途上国を支援するため、国外から資機材などを購入する資金を開発途上国に対して供与する無償資金協力である。その中でも「次世代自動車ノンプロジェクト無償資金協力」は、エネルギー効率が高く環境負荷が低い日本の次世代自動車を調達し、次世代自動車の普及促進を図り、環境分野などでの努力を支援する援助形態であり、日本企業の海外展開促進にも大きな期待が寄せられている。本評価調査は、平成25年度に交換公文に署名した「対ペルー次世代自動車ノンプロジェクト無償資金協力」(供与額12億円)について事業評価を行い、結果を公表し、今後の案件策定に有益となる提言を得ることを目的とする。

評価結果のまとめ

開発の視点からの評価

(1) 案件の妥当性

本事業は、日本の上位政策、ペルーの開発ニーズ、国際的な優先課題に整合し、また、日本の比較優位性をいかしたものであった。ただし、日本の自動車メーカーの市場展開という目的について、本援助形態による実施が、具体的に何をもって目的達成とするのか不明のため、適切な施策であったか判断できないという点において、課題もあったものと考えられる。次世代自動車ノンプロジェクト無償資金協力の支援枠組みにおいて、具体的な目標や成果指標に関する説明が十分ではなく、個別事業と援助形態の政策的な目的及び位置付けについては、より明確な説明が必要と思われた。(評価結果: 高い B)

(2) 結果の有効性

インプット・アウトプットは適切であり、次世代自動車は良く活用され、維持管理されている。アウトカム・インパクトについては、納入された次世代自動車が10年間稼働した場合の温室効果ガス削減効果を計算すると共に、ペルーの自動車市場において、日本の自動車メーカーが高いシェアを占め続けていることを確認した。ただし、評価調査では、本事業がペルーにおける日本車及び日本製次世代自動車の普及促進に繋がったとまでは結論付けることはできなかった。ペルー政府は積極的に環境政策を導入し、社会の環境意識も高まっているものの、一般国民レベルにおける本事業に関する認知度は低いと思われる。評価調査では、本事業による具体的な日本製次世代自動車の普及促進効果、環境対策への後押し効果は見出

せなかった。(評価結果: 高い B)

(3) プロセスの適切性

本事業は適切に計画され、日本側関係者はペルーのニーズを理解していた。また実施手続は正しく行われ、機動性・迅速性が確保された。環境対策に重点をおいた点で、本事業の目的及び方向性は、国際協力機構が実施するペルーとの協力事業とも整合している。在ペルー日本国大使館は、広報・情報公開活動に積極的に取り組み、複数の現地メディアにより本事業は報道された。(評価結果: 極めて高い A)

(注)レーティング: 極めて高い A / 高い B / 一部課題がある C / 低い D

外交の視点からの評価

(1) 外交的な重要性

日本のODA政策、経済外交政策を踏まえ、本事業は日本とペルーの二国間関係上重要であったと評価した。特にペルーの自動車市場の重要性を鑑みて、日本企業・国民の繁栄に向けて重要であったと評価した。

(2) 外交的な波及効果

一般国民レベルにおける認知度の低さを課題と認識したものの、第20回気候変動枠組条約締約国会議(COP20)において次世代自動車を使用され、ペルーのイメージ向上や環境意識のアピールに繋がったことなど、本事業がペルー政府から歓迎され、日本のプレゼンス向上と親近感情の醸成という効果を発現したことを確認した。また、単純な日本車の販売量だけでなく、より広い観点から日本の自動車メーカーの裨益を捉えた場合、本事業が日本企業に対して様々な正の波及効果を発現していることを確認した。

評価結果に基づく提言

(1) 協力内容に関する情報公開の拡大

本事業の目的や背景は、日本外務省及び在ペルー日本国大使館などによる公開された関連資料に明確には記載されていない。このため日本国民は、本事業が何故必要であったのか、どこに何が供与されたのか、事業内容や協力金額が妥当であったのかなどを知ることが出来ない。国民への説明責任を果たす情報公開を行うと共に、国民の理解を促進するよう取り組む必要がある。

(2) 相手国内におけるさらに積極的に、効果的な情報発信・広報の実施

日本の自動車メーカーのペルー展開促進については、少なくとも自動車メーカーの潜在的顧客であるペルー国民に対する効果を見いだせなかった。また、一般国民レベルにおける日本への理解や認知度の向上、日本企業のプレゼンスの向上といった効果も見いだせなかった。今後、日本製品の普及促進を図る次世代自動車ノンプロジェクト無償を実施するに当たって、現地側の業界団体に対する情報発信や日系社会を通じた宣伝効果の活用などの対応を検討すべきである。

(3) ノンプロジェクト無償資金協力(現・経済社会開発計画)の目的・成果指標などの対外的公表

ノンプロジェクト無償資金協力(現・経済社会開発計画)は、これまでに名称の改変や、援助対象の差異により細分化された下位の事業形態が複数創設・整理統合されてきた経緯があり、その目的が第三者である一般国民の目線からは理解し難くなっている。このため、ノンプロジェクト無償資金協力(現・経済社会開発計画)の事業を計画・実施するにあたっては、その具体的な内容と共に、事業の目的、目指すべき成果指標などを示した資料を作成し、国民に公表することを提言する。当該資料の内容や公表時期については、実現可能な作業手順や方法を検討する必要がある。

女性の活躍推進と開発 ～ODAプロジェクトの現場から～

外務省は2019年度、ジェンダー分野におけるODA評価を実施し、ケーススタディ国としてケニアとキルギスを取り上げました。評価団一行は現地の政府関係者、国際機関、裨益者などへの聞き取りを行い、さらにプロジェクト現場を視察しました。

キルギス • 女性の自立を促す地域活性化事業



中央アジアに位置するキルギスでは、首都ビシュケクから車で山道を通り数時間、貧困問題がより深刻なイシククリ州にある生産所を視察してきました。そこでは、地域活性化を目指し、商品開発や生産指導などを行うJICAの専門家の指導のもと、女性たちが地域の素材を生かしたフェルト製品や化粧品を生産・販売していました。

キルギスの都市部以外では、一般的に男性が放牧業に従事し、女性が家庭で家事、育児に従事します。そのため、女性が収入を得る機会がなく、地域や家庭で女性の発言権が弱いという課題があります。



▲ キルギスの羊毛で作られた動物

この生産活動に参加することにより、それまで仕事による収入を得た経験がほとんどなかった女性たちが、現金収入を得て、それを家計の足しにできるようになりました。この生産所で会った女性たちは、「最初は反対していた家族も自分たちが仕事に行くことに対して好意的になった」、「自分の家庭内における存在感や地位が高まった」と口々に話してくれました。

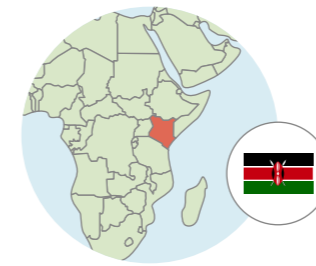
日本の支援が、女性たちのビジネススキル習得や収入の向上などの経済的な効果のみならず、彼女たちの地位の向上、すなわち女性のエンパワーメントにつながっている好事例です。

また、この地域活性化事業は他ドナーやキルギス政府機関での評価も高く、ジェンベコフ大統領(2019年9月当時)からも謝意表明があり、良好な二国間関係の維持にも貢献しています。



▲ イシククリ州のフェルト製品生産所で作業する女性たち

ケニア • パワフルで輝く女性たち～ジェンダー研修～



評価団一行は、ケニアでも輝く女性たちに会ってきました。ナイロビから車で数時間走ったキリニャガ州で小規模農家を支援する取組みの現場を視察してきました。農家のみなさん30人程が歌を歌って、温かく評価団を迎えてくれました。

ケニアでは農業生産労働の70%を女性が担っているにもかかわらず、女性は土地資本、技術へのアクセスが制限されています。さらに家事や育児を一手に担っており、女性たちの過重労働が農業生産性を低下させていることが課題でした。また、農作物を売って得られる収入の管理や家庭内の意思決定は、男性が行うのが一般的であり、この不平等さが女性の勤労意欲を低下させることも課題でした。

評価団が訪れたプロジェクト現場では、日本の支援により農家の人々を対象として「ジェンダー研修」が行われていました。これは、男女の役割分担や意思決定に関する考え方を見直し、男女が共同経営者としての意識を持ち、適切に役割分担をすることにより、効率的で収益性の高い農家経営につなげることを目標とするものです。農家の人々は研修で、女性の家事の負担、主に女性が行っていた水汲みや薪集めの重労働、男性のみが行っていた家計管理などの課題について話し合い、男女にとって平等な解決方法を見出しました。女性の家庭における負担が減ることによって、農業活動の生産性が向上し、収入が増加したことや、男女で家計を管理することにより無駄が減り、貯蓄につながったことを話してくれました。その結果、電気やガスを導入したり、重要な移動手段であるバイクを購入したり、生活環境が大きく改善したそうです。購入した大きな牛2頭と建てた牛小屋を見せてくれた人もいました。夫婦が協力して働くようになり、家庭内が平和になったとの声も多く聞きました。職場や家庭内でのジェンダー平等推進の取組みの好事例です。



▲ ジェンダー研修に参加した人々



▲ 増えた収入で購入した大きな牛と牛小屋

今回、評価団一行が視察したプロジェクトは、日本が実施しているジェンダー分野のODAのうちのほんの一例ですが、このように日本の支援により、開発途上国において女性のエンパワーメントにつながっている事例は多々あります。今後も日本のODAにより、世界中の女性たちがますます輝く社会を目指すことが期待されます。

1 農業・農村開発におけるジェンダー課題や、ジェンダー視点に立った事業を実施するために必要な取組み、農業・農村開発事業にジェンダー視点を主流化していくために必要な分析や手法について学ぶJICA専門家による講義及びグループ演習。

その他のODAに関する評価の概要

政策評価法に基づく評価

2002年に「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(以下、「政策評価法」という。)が施行され、各府省庁は、その所掌に係る政策について、自己評価を行うことが義務付けられており、同法に基づくODAの評価が行われています。

外務省では、政策評価法及び同施行令に基づき、経済協力政策全般の事後評価、未着手・未了案件の事後評価¹、一定額を超える案件の事前評価²を行っています。

▶ 外務省ホームページ

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/index_hyouka05.html

*1: 「未着手案件」とは、政策決定後、5年を経過した時点で貸付契約が締結されていない、あるいは貸付実行が開始されていないなどの案件。「未了案件」とは、政策決定後10年を経過した時点で貸付実行が未了である案件を指す。

*2: 交換公文(E/N)供与限度額10億円以上の無償資金協力プロジェクト、及びE/N供与限度額150億円以上の有償資金協力プロジェクトについて事前評価を実施。

外務省以外の各府省庁も所管する分野の政策立案、施策・事業実施に関して政策評価法などに基づく評価を行う中で、ODAに関する評価も実施しています。詳細はリンク先の各府省庁のホームページをご覧ください。

金融庁

新興国の金融当局者を対象とした研修事業
(監督者セミナー)

https://www.fsa.go.jp/common/budget/kourituka/03_R2/saishu/019.pdf

(令和2年度行政事業レビューシートの事業①)

総務省

ICT分野における国際戦略の推進

http://www.soumu.go.jp/menu_seisakuhyouka/kekka.html

(主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成31年度実施政策)参照)(当該政策は非ODA事業を含む)

法務省

法務行政における国際協力の推進
(評価実施時期: 令和元年8月)

http://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/kanbou_hyouka_hyouka01-03.html

(平成30年度法務省事後評価実施結果報告書124～161頁参照)

財務省

開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

https://www.mof.go.jp/about_mof/policy_evaluation/mof/fy2019/evaluation/index.html

(令和元年度財務省政策評価書222頁～236頁参照)
(当該施策は非ODA事業を含む)

文部科学省

国際交流の推進

http://www.mext.go.jp/a_menu/kouritsu/detail/1419500.htm

(平成30年度の事業に係るレビューシート: 文科省該当部分案件名「国際交流の推進」)(当該施策は非ODA事業を含む)

厚生労働省

国際社会への参画・貢献

<https://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/hyouka/keikaku-kekka.html#hyouka>

(政策評価事前分析表参照)

農林水産省

様々なリスクに対応した
総合的な食料安全保障の確立

<https://www.maff.go.jp/j/assess/hanei/sougo/h30/h30.html>

(当該施策は非ODA事業を含む)

経済産業省

海外市場開拓支援

https://www.meti.go.jp/policy/policy_management/seisaku_hyoka/2019/index.html

(令和元年度政策評価書(事後評価書4-2))(当該施策は非ODA事業を含む)

国土交通省

国際協力、連携等を推進する

<http://www.mlit.go.jp/common/001303481.pdf>

(当該施策は非ODA事業を含む)

環境省

地球環境保全に関する国際連携・協力

<http://www.env.go.jp/guide/seisaku/index.html>

(令和元年度政策(事後)評価書)(当該評価案件は非ODA事業を含む)

国際協力機構(JICA)による評価

JICAは、技術協力、有償資金協力、無償資金協力(JICA所管分)の3つの援助スキームの個別事業の評価(協力金額の規模に応じた外部評価者による外部評価、在外事務所などによる内部評価)を行うとともに、地域、課題別、援助手法など、ある一定のテーマを設定した総合・横断的な評価、エビデンスに基づく事業実施のためのインパクト評価、事業効果の発現過程に焦点を当てたプロセスの分析などを実施しています。

評価に際しては、「学び」の観点から、事業のさらなる改善に向けた評価結果の活用の推進を念頭に置くとともに、評価の客観性や透明性の確保、評価結果の公開など、「説明責任」の確保にも取り組んでいます。

JICAホームページ

事業評価

<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/index.html>

被援助国政府・機関等による評価

外務省では、毎年1件程度、主として、被援助国側の評価能力を向上させることを目的として、保健、交通、防災分野などの開発プログラム評価案件を被援助国の政府・機関、民間コンサルタントや評価専門家などに依頼して評価を実施しています。

》》 2018年度 《《

外務省ODA 評価結果 フォローアップ

外務省では、第三者評価から得られた提言について、対応策を策定し、その実施状況の確認を行っています。2018年度の第三者評価から得られた主な提言に対する対応策の実施状況(2020年8月時点)を紹介します。

2018年度評価報告書はこちらからご覧いただけます。



アンゴラ国別評価



提言

2017年のロウレンソ新政権発足後、アンゴラでは新しい国家開発計画などが策定されるなど、国内状況に大きな変化が起こっている。このため、以下の3提言を日本の対アンゴラ国別開発協力方針や事業展開計画へ反映するべきである。

- 新国家開発計画の重点項目の一つとして「地域間の調和のとれた開発」が掲げられており、日本はアンゴラの地方部における協力をより積極的に実施する。
- アンゴラの開発ニーズに合致した多額の資金提供が可能である円借款を有効に活用した支援を行う。
- ロウレンソ新政権が取り組む重要課題の一つである投資環境整備分野への日本の支援の可能性を探求する。

また、今後、日本の対アンゴラ支援が増える可能性を見据え、日本の対アンゴラ支援の現地実施体制を強化する。さらに、日本の対アンゴラ支援の認知度をアンゴラ国内で高めることが重要であり、日本のODA広報を強化する。

対応策の実施状況

アンゴラの新国家開発計画については、今般の新型コロナウイルス感染症対策として取られた貧困者救済政策などの経済社会政策に関する情報の収集を行った上で、次回の国別開発協力方針(2022年以降を予定)や事業展開計画に反映する。

地方部における協力については、地方自治体への国家の権限委譲のための制度が整備されつつあり、各地方自治体が抱える個別事情に応じた開発計画に沿った協力が望ましい。特に、農業分野において、地方部における協

力の可能性を追求する。円借款の有効活用については、アンゴラの経済情勢や対外債務の状況を注視しつつ、ニーズにあった案件の形成を目指し、情報収集を行う。原油価格の下落や新型コロナウイルス感染症の影響による経済悪化が懸念されるが、長期的観点から引き続き投資環境整備分野での支援を検討する。

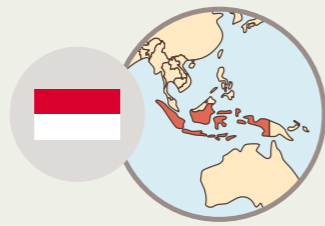
現地実施体制強化については、2018年7月にJICAアンゴラフィールドオフィスを事務所へ格上げした。現在、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が制限されているが、現地事務所の活動分野の拡大及び専門性の強化が期待されており、引き続き現地実施体制の強化を検討する。

日本のODA広報については、日本企業の活動支援や文化交流活動とともに大使館ホームページやfacebookに掲載しており、引き続き積極的に行っていく。



農業試験場で耕作する農民(地域社会機能強化プロジェクト)
写真提供:長倉 洋海 / JICA

インドネシア国別評価



提言

インドネシアに対する開発協力は今後民間セクターが主体となり実施されていくと見られることから、ODA関係諸機関との連携強化をさらに推進することを開発協力量針に明記する。

新規ODA案件が、成果目標・指標が設定されているインドネシアの開発プログラムに明確に位置付けられる場合は、そのODA案件がインドネシアの開発プログラムが目指す目標の達成にいかに関与しているかを試行的に検証する。

現地ODAタスクフォースを中心に、包括的に日本のODAを通じた協力について協議する定期会合を開催するなど、現地ODAタスクフォースの機能を強化する。

援助政策を立案、検討するためには、相手国側の認識や理解を共有するための協議が必要である。政策対話や各セクターの関係者との協議の結果を俯瞰した、包括的な政策協議を再開する。

対応策の実施状況

民間セクターなど関係機関との連携強化については、インドネシア国別開発協力量針の次回の改定のタイミング(2022年以降の予定)に記載する。

日本のODA案件とインドネシアの国家開発計画との整合性については、案件実施前に確認している。しかしながら、評価時からこれまでに実施された案件について、インドネシア側のプログラムに明確な成果目標や指標が設定されているものは確認できなかった。

現地タスクフォースについては、大使館及びJICA事務所の間で緊密に連携をとりつつ対応している。国際協力銀行(JBIC)や日本貿易振興機構(JETRO)も参加した現地ODAタスクフォース会合については、その開催時期や議論の在り方などについて調整中である。

包括的な政策協議については、2020年3月に実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響で実施できなかった。今後、適切なタイミングで実施するよう調整する予定である。

コスタリカ・ニカラグア国別評価



(注)ニカラグアについては、情勢が悪化したため現地調査は実施せず、日本国内で文献調査や書面での聞き取り調査によって評価を実施。提言については評価の結果に基づく「教訓」とし、二か国共通のものを導き出している。

提言 | コスタリカ

気候変動対策緩和に資する協力の中でも、特に必要性が高まっている都市交通分野における温室効果ガス削減への協力を継続すべきである。特に、温室効果ガス削減効果が高く、日本の技術力や他国における協力経験が生かせる鉄道などの公共交通機関の拡大・整備に資する協力の可能性を検討することが有益である。

地域格差は正が喫緊の課題であるコスタリカにおいて、これまで一部の地域に限られていた活動を、今後は全国的に成果が波及するように支援を強化すべきである。具体的には、農村地域における生活改善支援制度(生活改善アプローチ)構築や首都圏で実施してきた中小零細企業振興支援を全国的に普及させることが有効である。

コスタリカの事例を基に、中所得国特有の課題を整理し、開発協力がどのように貢献できるかを分析し、コスタリカ以外の中所得国への協力政策策定への示唆を得ることは有益である。

コスタリカは三角協力を積極的に進める方針を有している。コスタリカ政府の援助実施能力の強化に資するため、日本はコスタリカをパートナーとした三角協力を推進することが望ましい。

日本のODAについて、事業関係者以外の間でも認知度を高めるような広報戦略が必要である。例えば、日本の広報戦略をコスタリカ側と共有し、事業実施者や受益者の協力を得て、具体的な広報活動を協働で進めることが肝要であり、また若年層を含めた幅広い年齢層に届くようにソーシャルメディアを使うなど、よりインパクトのある広報を実施すべきである。

対応策の実施状況 | コスタリカ

都市交通分野における協力については、2019年3月、コスタリカでJICAがその協力に関する経験を紹介するセ

ミナーを実施した。また、コスタリカ側関係機関が都市交通分野における今後の事業展開を検討している。

「生活改善アプローチ」については、コスタリカ農牧省による普及活動を後押しするために、引き続き課題別研修を通じて人材育成を進める。すでに「生活改善アプローチ」を活用した活動が実施された地域において、住民が実施した活動を類型化した。中小零細企業振興については、コスタリカで育成された人材を活用しつつ、引き続き中米地域での活動の普及を進めている。

中所得国特有の問題への対応については、2021年以降に予定しているコスタリカ国別開発協力量針の改定時に検討する。

コスタリカをパートナーとする三角協力の推進については、環境保全や地熱開発など日本が技術的優位性を有する課題に関し、中南米域内での活用を念頭にコスタリカ側との協議を継続している。特に、環境保全分野について、実施中の「中米統合機構(SICA)地域における持続的な生物多様性の利用と保全に関する戦略的能力強化プロジェクト」を通じ、過去の協力によりコスタリカに蓄積された知見が中米8か国で活用されることが期待される。



建設中の駅舎と車両(ジャカルタ都市高速鉄道事業)
写真提供: JICA



自治体の農業事情を聴取(官民協力による農産物流通システム改善プロジェクト) 写真提供: JICA



受入槽でバイオガスプラントを作り出す様子(生物多様性保全推進プロジェクト)(コスタリカ)
写真提供: 今村 健志朗 / JICA

日本のODAに関する幅広い国民層への広報については、現地報道各社へのプレスリリース配布、大使館ホームページ、facebookを通じた幅広い広報を継続している。

教訓 | コスタリカ・ニカラグア

先方政府の国家政策における優先順位が高く、強いイニシアティブを発揮している分野に対する協力は、高い成果につながり成果の持続や拡大にも期待できる。

中南米地域においては、日本が単独で実施するよりも、米州開発銀行(IDB)との協調によって、より規模の大きな協力の実施、事業形成・実施の円滑化、経済的負担や作業負担の軽減などが可能となり、協調の有効性が高いことが確認された。

多様なODA援助形態を戦略的に組み合わせる協力を行うことは、協力成果を一層拡大・定着させるとともに、効率性も高いことが確認された。

複数国・地域に対する協力をを行う場合、テーマに応じ、協力形態を選定するべきである。例えば、特定のテーマに関する協力の場合、一国で得られた知見や教訓、成果などを第三国に横展開する「広域協力」の形の方が効率的に成果の発現につなげやすい。他方、一カ国では解決できない地域共通の課題の解決のためには地域調整機関を窓口として地域全体で取り組む「地域協力」の形の方が、域内の基準などの統一化の推進が図りやすいといった利点がある。

ODAによる政策レベルの成果を適切に評価するためには、政策目標をより明確化するとともに、個別の協力プログラムの目標に対し、具体的な指標を設定すると有益である。



■ ムルクク橋(橋梁・国道整備事業)(ニカラグア) 写真提供: JICA

対応策の実施状況 | コスタリカ・ニカラグア

先方政府のイニシアティブを後押しする協力については、2021年以降予定の次回国別開発協力方針改定時に検討する。

米州開発銀行(IDB)との協調融資案件については、ニカラグアの省エネ電化促進案件は2019年に事業終了した。また、コスタリカの首都圏下水道整備案件については引き続きJICA・IDB間で協調して事業を実施中である。日本はIDBと定期的に協議を行い、新規協調融資候補案件や協調融資の可能性について引き続き検討している。

戦略的なODA援助形態間の連携に関し、ニカラグアの運輸交通分野で、過去に実施した無償資金協力や技術協力と連携する形で有償資金協力(橋梁案件)を実施中である。また、中米地域において、教育分野や保健医療分野を中心に、技術協力やボランティア事業の連携により、技術や方法の導入を促進させている。

域内の事例から得られた知見・教訓の活用では、所得格差課題に対する取組みの一つとして、エルサルバドルで実施した一村一品運動が好評であった。これを受け、現在、グアテマラやホンジュラスでもその適用を進めている。また、警察分野では、ブラジルの成功事例をもとに、ブラジル政府の協力を得ながらグアテマラ、ホンジュラス、エルサルバドルで活動を実施している。保健や防災、教育分野でも、同様に成功事例の構築とその展開を念頭に事業の形成を行っている。

中米各国の共通課題に取り組む際には、中米統合機構(SICA)の枠組を活用しており、現在、環境保全分野、運輸交通分野、気候変動対策分野において協力事業を実施



■ 住民間で防災情報を共有(中米広域防災能力向上プロジェクト)(グアテマラ) 写真提供: JICA

中である。また、農業・農村開発やジェンダー主流化における協力を準備中である。

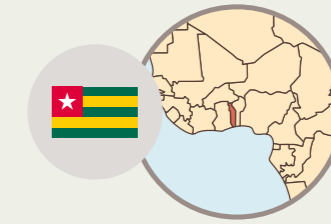
対コスタリカ・ニカラグアの個別の協力プログラム目標に対する具体的な指標を設定することについては、2021年以降予定の国別開発協力方針の改定時にその是非やメリット、デメリットについて検討する。



■ 地域産品をもつ住民(一村一品運動)(エルサルバドル) 写真提供: JICA

無償資金協力個別事業の評価

2013年度トーゴに対する ノンプロジェクト無償資金協力



提言

経済社会開発計画(旧ノンプロジェクト無償資金協力)の準備において、外務省は支援対象分野、調達品の種類の選定理由と期待される成果、過去の類似案件からの教訓など案件形成時の検討内容について、財務実行協議資料などに記載するなど、改善することが望ましい。

また、調達品の納品から販売・活用までのモニタリングと記録の改善を検討するべきである。さらに、外務省は、見返り資金の使用や申請方法に関し、先方政府への事前の情報共有を強化することが望ましい。また、日本の大使館員が常駐していない国に対する日本の支援に関する協議・広報を強化すべきである。

対応策の実施状況

経済社会開発計画の案件形成段階においては、実施の是非を関係者間で議論するとともに、財務実行協議資料においても実施決定にいたる経緯を記載している。また、調達品目の検討にあたっては、被援助国の実施能力や地域・国別の調達実績を踏まえるとともに、調達品の供与後の維持管理体制などに関しても協議し、被援助国内での適切な活用を確保するよう努めている。

想定される調達品目、見返り資金の発生の有無やその

使途に関し、案件形成段階から被援助国の意向を可能な限り聴取している。案件実施段階においても、政府間協議会を含め様々な機会にフォローアップを行い、関係者間で結果を共有している。

見返り資金の使用・申請方法、広報の考え方については、国ごと案件ごとの状況を踏まえ、政府間協議会を含め様々な機会をとらえ先方政府に説明し、適時にフォローアップするよう努めている。

在コートジボワール日本国大使館において、トーゴへの出張の機会を通じ、先方政府要人に対し日本の対トーゴ開発協力方針全体について説明および意見交換を行う場を設けた。また、無償資金協力事業の完了時には、ニヤシンベ大統領を含む要人とともに引き渡し式に出席するなど、広報強化に向けた取組みを行っている。

■ テープカットの様子(対トーゴ無償資金協力「カラ橋及びクモング橋建設計画」引渡し式)(2019年11月28日) 写真提供: 在トーゴ日本大使館HP



編集後記

2020年12月現在、新型コロナウイルス感染症が依然世界中で多くの人々の暮らしや仕事に影響を与えています。新型コロナウイルスは私たちが想像しなかった形で、有無を言わず、私たちに揺さぶり行動変容を求めました。

ODA評価についても同様で、海外への渡航制限やテレワークの拡大を受け、この新型コロナウイルスの影響下でいかに評価を実施するか、模索を続けています。目下の最大の課題は、対象国への現地出張が実施できないことです。これまでODA評価では一次情報を得るための現地出張調査を組み込んでいましたが、今回は見送りを余儀なくされています。協力現場に足を運んで状況を確認し、政府関係者や住民に会って直接話を聞くという機会が得られない状況をどう克服するか。テレビ会議システムでのインタビューや現地コンサルタントの活用など、それぞれの評価チームが工夫して取り組んでいます。実際にその環境に身を置き、五感を通して多面的に情報を得ることができる現地出張と比べると、情報の量や質が限定的との悩みの声があがっています。

その一方で、今回の経験を通して効果的な遠隔調査の方法を見いだすことができれば、これまで治安上の問題で評価の実施を見送っていた国々についても評価の可能性が広がるかもしれません。また、新型コロナウイルスとの共生で開発・整備が加速化しているデジタル技術を活用することで、効率的で効果的な評価の選択肢が増えるのではないかと期待しています。

先の見通しが不透明な今、状況に応じてできることを考えて取り組んでいくことが大切であり、そうした努力は必ず後に生きてくるものと思います。ODA評価においてもODA事業と同様に、経験から学び、それを次に生かして改善するというプロセスを実践していきたいと考えています。

大臣官房ODA評価室長
西野 恭子

[参考] 関連ウェブサイト

外務省/ODAホームページ

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index.html>

外務省/ODA評価

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/hyoka.html>

ODA評価ガイドライン(第13版)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100065237.pdf>

ODA個別評価報告書

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/index_hyouka01.html

ODA評価年次報告書

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/index_hyouka02.html

外務省/政策評価法評価

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/index_hyouka05.html

開発協力大綱

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/taikou_201502.html

開発協力白書

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo.html>

国別開発協力方針(旧国別援助方針)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni_enjoy.html

国際協力機構(JICA) /事業評価

<http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/index.html>

経済協力開発機構開発援助委員会(OECD/DAC)開発評価ネットワーク

<http://www.oecd.org/dac/evaluation>

国連ミレニアム開発目標(MDGs)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/mdgs.html>

持続可能な開発(SDGs)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html>

持続可能な開発(SDGs)のための2030アジェンダ

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/000270935.pdf>

持続可能な開発(SDGs)推進本部

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/>

国連開発計画(UNDP)

<http://www.undp.org>

世界銀行(World Bank)

<http://www.worldbank.org>

国際協力銀行(JBIC)

<https://www.jbic.go.jp/ja/>

アジア開発銀行(ADB)

<http://www.adb.org>

米州開発銀行

<https://www.iadb.org>

中米統合機構(SICA)

<http://www.sica.int/>
https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/kan/sica_gaiyo.html

日本貿易振興機構(JETRO)

<https://www.jetro.go.jp/>

科学技術振興機構(JST)

<https://www.jst.go.jp/>

日本医療研究開発機構(AMED)

<https://www.amed.go.jp/>

